

令和元年

第12回(定例会)東かがわ市教育委員会議

会議録

令和元年11月25日(月)

出席構成員			
東かがわ市教育長	竹田 具治		
委員(教育長職務代理者)	向山 正裕		
委員	大久保 尚子		
	山本 勝博		
	椋原 文子		
欠席構成員			
説明のため会議に出席した者の職氏名			
学校教育課長	中川 敬彦	学校教育課 主任主事	土井 直樹
生涯学習課長	中川 晃代	生涯学習課 副主幹	佐藤 昇用
子育て支援課長	川田 真一	子育て支援課 副主幹	六車 憲二
学校教育課 副主幹	水口 由美子	子育て支援課 主査	竹田 明史
学校教育課 副主幹	岸本 禎		
学校教育課 副主幹	安本 薫		
学校教育課 主任主事	大島 啓介		
職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名			
学校教育課 副主幹	水口 由美子		
会議録署名人			
教育長 竹田 具治、委員 大久保 尚子			
事務局担当書記	学校教育課 副主幹 水口 由美子		

【特記事項】 傍聴人:4人

議 事 日 程

日程第 1	会議録署名委員の指名について		
日程第 2	会期の決定について		
日程第 3	令和元年第 11 回（定例会）東かがわ市教育委員会会議録の承認について		
日程第 4	教育長報告		
日程第 5	議案	第 1 号	令和元年 12 月議会定例会提出「令和元年度教育関係補正予算」について
日程第 6	議案	第 2 号	財産の取得について
日程第 7	議案	第 3 号	温水プール建設基本構想の策定について
日程第 8	報告	第 1 号	東かがわ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 9	報告	第 2 号	校務支援システムにおける指導要録・通知票の作成等について
日程第 10	報告	第 3 号	平成 31 年度東かがわ市教育支援委員会の審議結果について

【議 事 内 容】

（午後 1 時 3 0 分 開会）

■日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長が、本会議の会議規則第 6 条の規定に基づき、竹田教育長と委員の中から 1 名、大久保委員を指名。

■日程第 2 会期の決定について

教育長から、本会議の会期について 1 日でよいか意見を求める。

○ 委員 1日です承。

■日程第3 令和元年第11回（定例会）東かがわ市教育委員会会議録の承認について

学校教育課長から会議録について説明。

<質疑>

○ 特になし。

■日程第4 教育長報告

竹田教育長から、11月（10月30日から11月25日）に出席した行事等について報告。

また、今後の予定について報告し、質疑を求める。

<質疑>

○ 特になし。

■日程第8 報告 第1号 東かがわ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

子育て支援課・竹田主査が説明。

<質疑>

○ 特になし。

■日程第5 議案 第1号 令和元年12月議会定例会提出「令和元年度教育関係補正予算」について

学校教育課・水口副主幹 生涯学習課 中川課長が説明。

<質疑>

○ 山本委員 2ページの1番の350万円の説明の中で、理由ですが、支給対象者の増と言うことですが、子どもの数が減っていく中でそういうイメージをもっていたものですから、どういうふうに解釈するのかと思ひまして。

○ 中川課長 金銭的に苦しい家庭への補助ということでございます。人数としては、当初119名でしたが20名ほど増えまして、139名となりましたのでこれに伴う追加補正です。

- 山本委員 分かりました。
- 教育長 外国語の指導で ALT の委託料で 3 年間にして年度が令和元年度から令和 4 年度で 4 年間になっていますが。
- 中川課長 はい、なぜ 4 年間かと言いますと、今年度はすでに契約しております。但し来年度以降の 3 年間と言うことで、今年度中に契約をする。と言うことで今年度 1 年が入っております。実質動くのは来年度から 3 年ということで 7,500 万円という計上をしています。

■日程第 6 議案 第 2 号 財産の取得について。

学校教育課 大島主査が説明

<質疑>

- 教育長 今年度で全部買い換えるのか、それとも何年かに分けて購入するのですか。
- 大島主査 今年度で全てのパソコン機器、サーバの更新を完了する予定であります。
- 教育長 最終年度ですか。
- 大島主査 はい。

■日程第 7 議案 第 3 号 温水プール建設基本構想の策定について

生涯学習課 佐藤副主幹が説明

<質疑>

- 教育長 前回は協議を重ねましたが修正も踏まえて、温水プールの建設基本構想ということによろしいでしょうか。それでは教育委員会として承認によろしいでしょうか。
- 委員 はい。
- 中川課長 ご承認いただきましたので、この基本構想につきましては、東かがわ市教育委員会の策定ということにさせていただきます。今後、この基本構想をもとに基本計画等を策定していくこととなりますので、今後ともご相談させていただいたらと思います。

■日程第 9 報告 第 2 号 校務支援システムにおける指導要録・通知票の作成等についてを議題とする。

学校教育課 安本副主幹が説明

<質疑>

- 向山委員 PC になってだいぶたちますが、例等を残しておかないと一人歩きしてしまいます。コンピュータ処理の場合写していく、コピーして貼り

付けていく基本データなどのチェック機能を市として、各学校で具体的にどうするかを十分に調整しておかないと大変なことになります。まして、中学校の場合は調査書等がありますので、そのあたりを校長会等でも十分検討していただきたいと思います。分からない人のための例なので、そういうものがだんだん無くなってくると大きい事故に繋がりますので、過程をきちんと残しておくように検討していただければと思います。

- 安本副主幹 新しく道徳や外国語活動もありますので、それに伴って文言の例などを載せた方が良いという意見も出ております。
- 山本委員 観点3から5を観点3に変更することになっていますが、なぜでしょうか。
- 安本副主幹 今年度、学習指導要領が改訂になり学習の観点が3観点に統一されております。知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度とありますが、主体的で深い学びと言う話もありますので、学習指導要領に則って3観点に統一しております。
- 大久保委員 3観点に分けるということで、「思考・判断・表現力」の括りで、思考・判断が出来ていても、表現の不得意な子もいると思うので、そんな時には一言付け加えていただきたいと思います。
- 安本副主幹 観点の評価だけではなく、文言で表すこともありますので、懇談等も含め説明責任もありますので、保護者には説明していくよう学校にも伝えます。
- 樫原委員 指導要録は義務教育までで、高校へ進学をしてもそちらへ出すことはありませんか。
- 安本副主幹 ありません。
- 樫原委員 55ページの3の保存期間経過後の取り扱いというのがあって、保存期間が経過した指導要録のうち、指導に関する記録については、廃棄するなど適切な措置をとることとなっていますが、廃棄の確認はとっているんですか。
- 安本副主幹 はい、学校の方でも確認をさせていただいていますし、我々の方でも確認をして確実に回収し焼却というかたちにしております。
- 樫原委員 分かりました。
- 教育長 指導要録の抄本を法的には進学先の校長へ送付しますが、小中一貫校で同じ職員室で同じところに原本があるのに抄本を作る必要があるのか、高松がそうしているのかもしれませんが、県教委が業務改善と言っている時にそういう労力を費やして、ここは特に校長先生の意見や現場の声を聞いてほしいと思います。

- 安本副主幹 高松はしていますが、本市では実験的にやってみて、大内小学校と大川中学校が統合する時に本格実施をするなど、後検討したいと思います。
- 教育長 可能であれば軽減し、学びのたよりで学習指導要領に沿った行程にはなると思いますが、教育課程の特例の指定を受けて1年から英語をしています。3年生を見ると英語が教科になっていないので、上学年と同じように教科として2時間も指導したらできるのではないかと思います。国の方は5・6年だけですがそれに揃えるのがいいのか、市の独自性があっても良いのではないかと思ったりもしますが検討して下さい。
- 向山委員 進級、進学のことについてですが、一貫校と義務教育学校では同じ敷地内と併設校がありますが、新しいところは同じ敷地内でしょう。6・3でしょう、これを4・3・2にするというようなことは考えていないのですか。進級となったら卒業式などはどうなりますか。小学校の先生と中学校の先生の立場であれば一つの区切りがどうなのか。やはり6・3で考えているのですか。
- 教育長 6・3でいうと1年生から9年生まで。たちまち急には変えられないので、小学校の卒業式とか中学校の入学式とか、すぐには難しいので。できるだけ最後には4・3・2ぐらいでいければと考えています。
- 向山委員 そうですね、せつくなのでそういう教育課程にできないものかと思いますが。それから、名札は何のためなのか。東京などでは名札は学校のみで個人情報になるので学校に置いて帰る。先生が生徒の名前を覚えればいだけなのに、先生の都合であるのではないかと感じてしまいます。
- 中川課長 今、体操服も選択制で名前を入れても入れなくても良いということにしています。名前をいれると有料ですということですのですすめています。
- 向山委員 名札を付けるのは管理のためでしょう。
- 教育長 発表会にしても3分の1ぐらいは名札を付けていないので、それであればやめてもいいのではないかとと思います。
- 向山委員 それであれば学校に置いといて学校だけで付けるにすればよいと思いますが。
- 中川課長 先般の意見をいただいて、ランドセルの関係ですが、小学生はランドセル、中学生は横長のかばん、これは小学生で両方使えるように、1年生からでも中学生用のかばんでもOKだということで、単価が安くなるということで保護者負担はだいぶ軽減されると思います。
- 山本委員 16ページの進学のところで進学と進級の本来の定義とは何でしょうか。

- 小学校から中学校へ上がるのは進学ですか。
- 教育長 種類が変わるので進学です。
 - 山本委員 白鳥は、一貫校と言いつつ白鳥小中学校としているので小学校から中学校へ変わりますがどうなりますか。
 - 教育長 法的には進学です。ただ、9年でとらえると、4・3・2とか一貫で9年でやっていこうと言っているわけです。
 - 向山委員 実際に一貫校で進学ですが、4・3・2で実施しているところもあります。
 - 中川課長 小学校、中学校は来月規則改正をしますが、今回条例で上げていますが、白鳥小学校、白鳥中学校は残ります。呼び名としては小中一貫の学校なので「白鳥小中学校」ただ、小学校と中学校は今の所残っていくような名前になります。それから言えば、6年3年になりますが、教育の中で4・3・2というのは有りだと思います。
 - 向山委員 そのあたりはじっくり話して着々と進めた方がいいかと思います。やはり入学したら小学校に入ったとなりますからきちんとその文化を取らないと、教科担任制を入れても中学校の教科担任制のイメージではだめで、小学校の一人ずつを見ての授業や小学校ならではの教科担任制を考えていかなければいけないと思います。
 - 教育長 卒業式や入学式をなくして4年生を修了し、2分の1成人式や中学校の1年を修了して立志式で、大人の自分の進路を考えるように変更したところもあります。なかなかそこまで親の意識がついて行けないかもしれませんが、小学校の卒業式がないと、卒業証書は出さないといけないので手渡しになりますので。
 - 中川課長 それは、義務教育学校として9年間でいくのでしょうか。
 - 教教育長 義務教育学校になればもういらないので、それは小中学校ではないのでいけるんですが。ちょうど中途半端です。一貫校でちょっと進んだところは義務教育学校に変わっていています。
 - 山本委員 そこに変わらない限り今の小学校、中学校というのは残るのですね。
 - 向山委員 教育課程の隙間を詰められるところは詰めて小中の課程をうまく繋いでいければいいんですが。
 - 中川課長 タイミングがどうしても大内地区が残っているので、その動きもみながら進めていかないといけないと思います。

■日程第10は非公開とする。

午後 14時41分 閉会